

板橋区版 A I P 構築に向けて

※「板橋区版 A I P 構築に向けた取組に関する検討報告書」抜粋（一部修正）

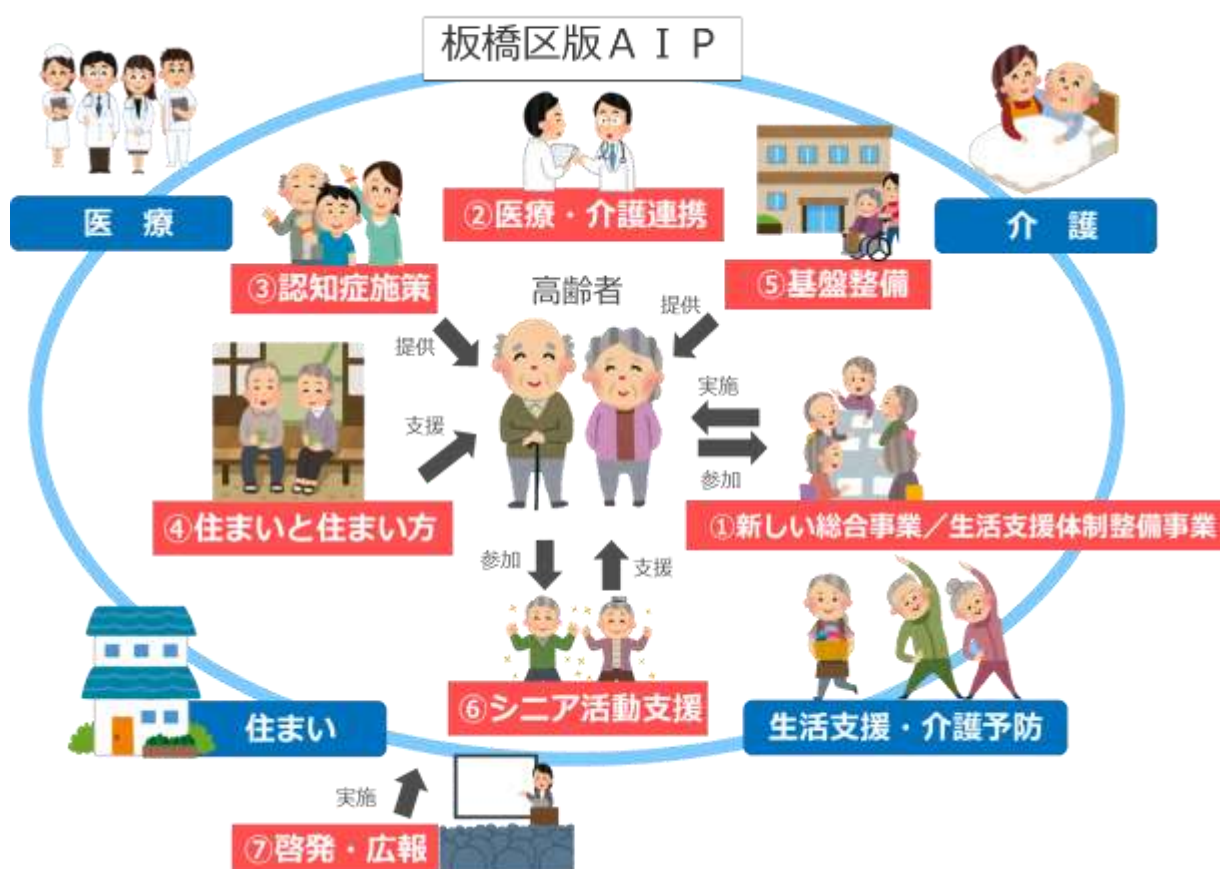
1 基本方針

- ◎板橋区では、地域包括ケアシステム構築に向けて、「板橋区版 A I P」と銘打って各事業に取り組んでいる。
- ◎「①新しい総合事業/生活支援体制整備事業」「②医療・介護連携」「③認知症施策」「④住まいと住まい方」「⑤基盤整備」「⑥シニア活動支援」「⑦啓発・広報」の7つの分野を重点事業とし、各事業を有機的に結び付けることにより、A I Pの構築をめざしている。

※ A I P (Aging in Place) 年を重ねても安心して住み慣れたまちに住み続ける

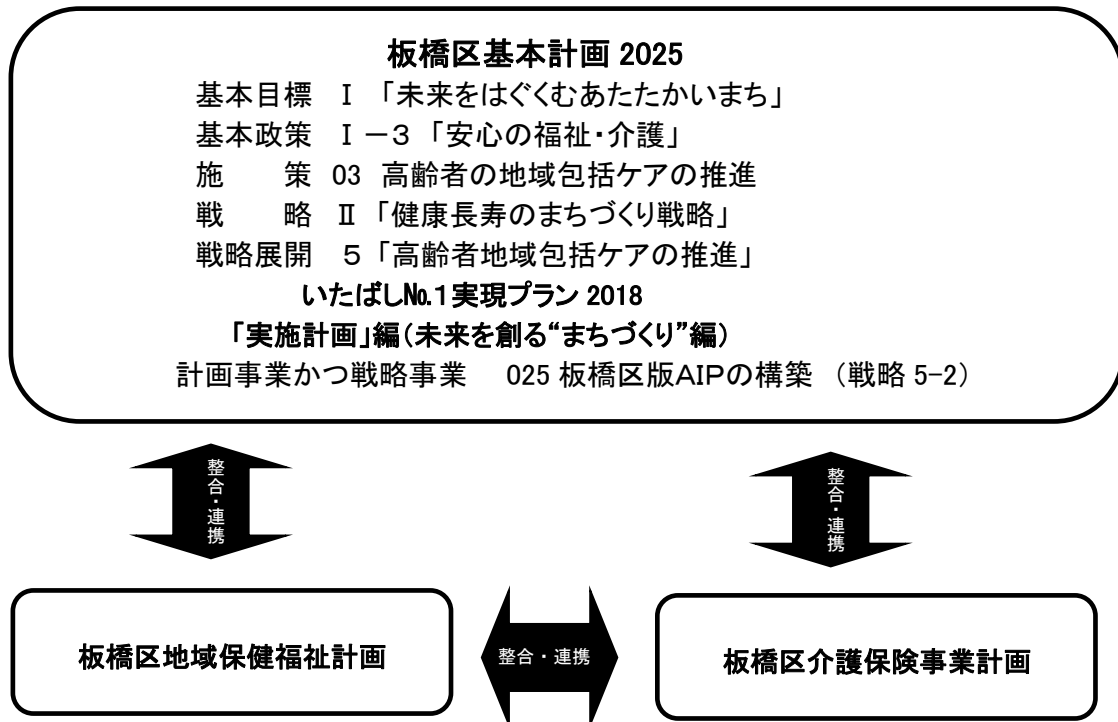
出典：東京大学高齢社会総合研究機構「地域包括ケアのすすめ」

[構築イメージ]



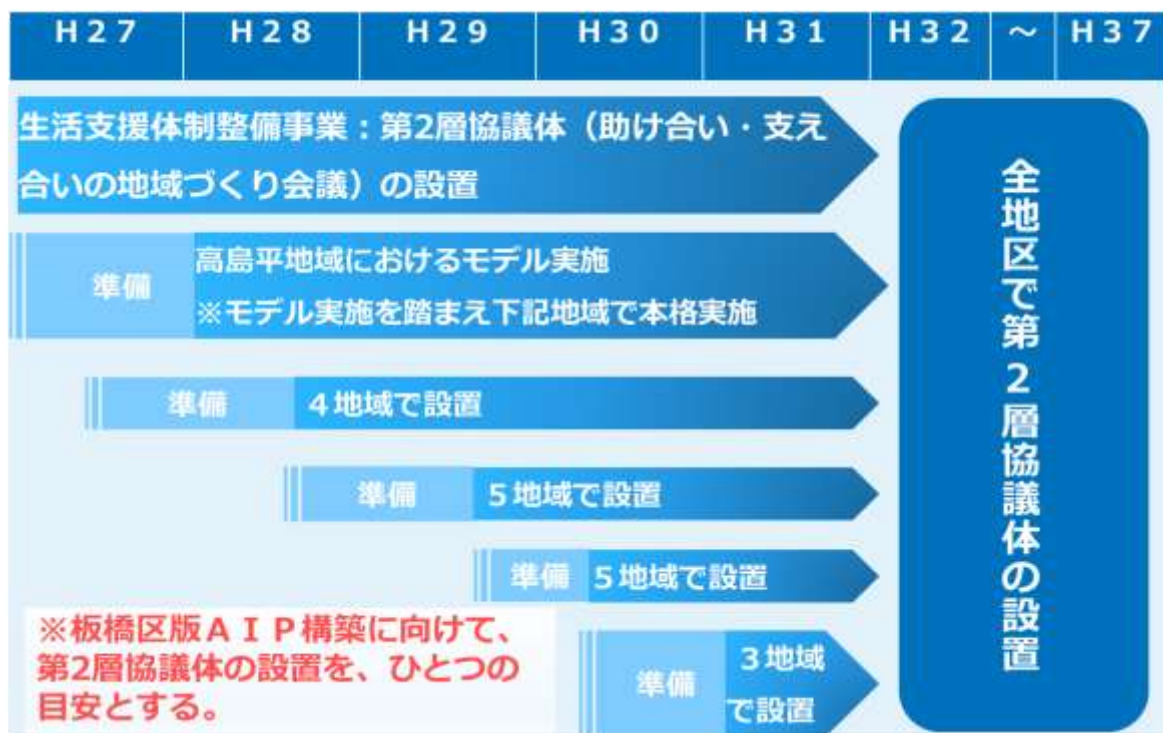
2 位置づけ

- ◎「板橋区基本計画 2025」や「板橋区介護保険事業計画」等との整合性を保ちながら、国や都の施策や方針等も考慮し、板橋区版 A I P を推進していきます。



3 期間

- ◎厚生労働省の方針では、地域包括ケアシステムの構築は、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年を目途としていますが、生活支援体制整備事業の第 2 層協議体の設置を中心に、地域ごとに前倒しで実施していきます。



4 地域ケア政策調整会議の設置

◎板橋区版 A I P 構築のために、平成 27 年度から組織横断的に課題解決を図る内部調整組織として、「地域ケア政策調整会議」を設置しました。

地域ケア政策調整会議

各部会の総合調整・統括機関としての役割を担い、運営方法や部会からの協議事項について決定するとともに、進行管理を行う。

メンバー：健康生きがい部長、おとしより保健福祉センター所長、長寿社会推進課長、介護保険課長、健康推進課長、志村健康福祉センター所長、赤塚福祉事務所長、住宅政策課長、

事務局：おとしより保健福祉センター地域ケア政策担当係長

作業部会	主な取組事項
1 新しい総合事業	(1)現行相当サービス・緩和した基準によるサービスの提供 (2)住民主体サービスの実施 (3)介護予防の取組強化に向けたリハビリテーション専門職の活用 (4)生活支援体制整備事業の実施 (生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置)
2 医療・介護連携	(1)顔の見える関係づくり (2)在宅医療の体制づくり (3)病院と地域医療の連携 (4)情報共有システムの構築 (5)医療・介護資源マップの作成
3 認知症施策	(1) 認知症サポーターの活動支援 (2)認知症初期集中支援事業の実施 (3)認知症カフェの拡充
4 住まいと住まい方	(1)見守り体制の拡充 (2)既存住宅の安心・安全バリアフリー化の推進 (3)相談機能の充実
5 基盤整備	(1)地域密着型サービスの整備 (2)都市型軽費老人ホームの拡大 (3)サービス付き高齢者向け住宅の確保
6 シニア活動支援	(1)シニアの就労機会の創出及び拡大に関する支援 (2)シニアの社会参加及び活動支援
7 啓発・広報	(1)区民向け周知（各地域での勉強会開催、HPでの公開等） (2) A I P に関する広報紙の作成・配布